

## 新島村地域力向上事業交付金交付実施細目

### 1 目 的

この実施細目は、活力ある村づくりを推進するために新島村内の各種グループ等が行う事業を対象として、新島村地域力向上事業交付金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 交付対象事業

#### (1) 対象事業

地域の活力を向上させるにふさわしい次に掲げる事業で、新島村における活性化を促進する上で効果があると認められる事業。

##### ア 地域産業の振興

- ① 特産品の開発、高付加価値化等地場産業の育成、産業後継者の育成
- ② 観光資源の開発、ホスピタリティの醸成、イベントの開催等観光の振興

##### イ 文化の振興

- ① 伝統文化の継承、新しい文化の創出、郷土の歴史的遺産の発掘、調査・研究等文化の育成
- ② 音楽、芸術祭等の文化的イベントの開催等文化活動の推進

##### ウ 交流の促進

- ① 各種健康、スポーツ大会、フェスティバル、地域活動への参加促進等村民の交流
- ② ふるさとPR、国際的イベント等地域間・国際交流

##### エ 人材の育成

- ① ボランティア活動の促進、まちづくりリーダーの育成
- ② 講座、教室等住民のための学習機会の提供

##### オ 地域コミュニティの醸成

- ① 地域内完結型イベントの開催
- ② 自治会活動の推進

##### カ その他活力ある村づくり推進のための事業で、地域の発展・活性化につながる事業

#### (2) 対象外事業

次のような事業は交付金交付の対象外とする。

##### ア 施設の整備事業

##### イ 特別の受益者に経費負担させることが適当な事業

##### ウ 用地の取得

##### エ 他団体・グループ等に対する出資

##### オ 年間を通しての経常的な活動経費

##### カ 外部委託のみに止まる事業

##### キ 視察のみに止まる事業

##### ク 物品購入のみに止まる事業

##### ケ 国、都及び新島村の他の補助制度のある事業で、村長が交付対象事業と認めた事業

##### コ 団体の周年記念を目的とする事業

##### サ 営利を目的とする事業

#### (3) 対象外経費

次のような経費は交付金交付の対象外とする。

##### ア 申請団体員への謝礼、高額な謝礼、公務員に対する謝礼、活動の実施に要する人件費

##### イ 会議・打ち合わせ以外のために支出する食料費、アルコール・ジュース、菓子・弁当等

##### ウ 金券および個人に贈る贈答品などの物品購入費

##### エ 村に対する報告書の作成経費

##### オ ガソリン代、光熱水費、電話代、ホームページの更新手数料、電波利用料などの役務費

##### カ 助成対象経費の5割を超える委託料

##### キ 助成対象経費の5割を超えるレンタル・リース料

### 3 その他交付基準

2-(1)に掲げるように、幅広く村内グループ等の行う事業を交付対象としますが、申請者自ら積極的活動を伴う事業、地域への波及性の高い事業をより優先します。

- (1) 交付金は、交付の対象となる事業費を基準に、事業の緊急性を勘案し1事業ごとに算定する。
- (2) 交付金の交付率は、交付対象事業費の80%以内とする。
- (3) 同一事業については、原則として単年度のみ交付対象とする。但し、2年以上継続することが適当と認められた場合はこの限りではない。
- (4) その他、謝礼、旅費、備品購入費、食料費等については、必要と認める最低限の範囲のみ交付対象とする。